

第13回 環境活動レポート

対象期間：2017.10.1～2018.9.30



®環境省

エコアクション21

認証・登録番号 0001539

街に、暮らしに、夢ある再生を。
CHUBUSAISEKI



目次

会社概要	-1-
組織図	-2-
環境理念・環境方針	-3-
環境目標	-4-
環境関連法規の遵守状況と違反、訴訟等の有無	-6-
環境活動計画とその評価・次年度の活動計画	-7-
許可の概要	-8-
許可品目及び処理能力	-9-
処理フロー	-10-
受託した産業廃棄物の処理量	-11-
緊急事態の対応策	-12-
代表者による全体の評価と見直しの結果	-13-

会社概要

名称 中部砕石株式会社
 所在地 野秋工場 静岡県焼津市野秋376番地の1
 田尻工場 静岡県焼津市田尻字和田2331番3-8-10
 石脇事務所 静岡県焼津市石脇下205番地2
 (株)エコR 焼津市策牛字高田 120番1

設立 平成10年1月

資本金 1,000万円

代表取締役 北村 泰裕

環境管理責任者 加藤 正和

エコアクション21事務局 担当 小塩 紘史

連絡先 TEL 054-628-0557

FAX 054-628-0560

E-MAIL : oshio@chubu-saiseiki.co.jp

ホームページ : <https://chubusaiseiki.com/>

中部砕石株式会社グループ

事業活動 産業廃棄物収集運搬・中間処分業（破碎・溶融・切断・圧縮）

一般廃棄物収集運搬・中間処分業（品目限定）

リサイクル製品生産販売 片付け業

取扱品目 コンクリートくず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず

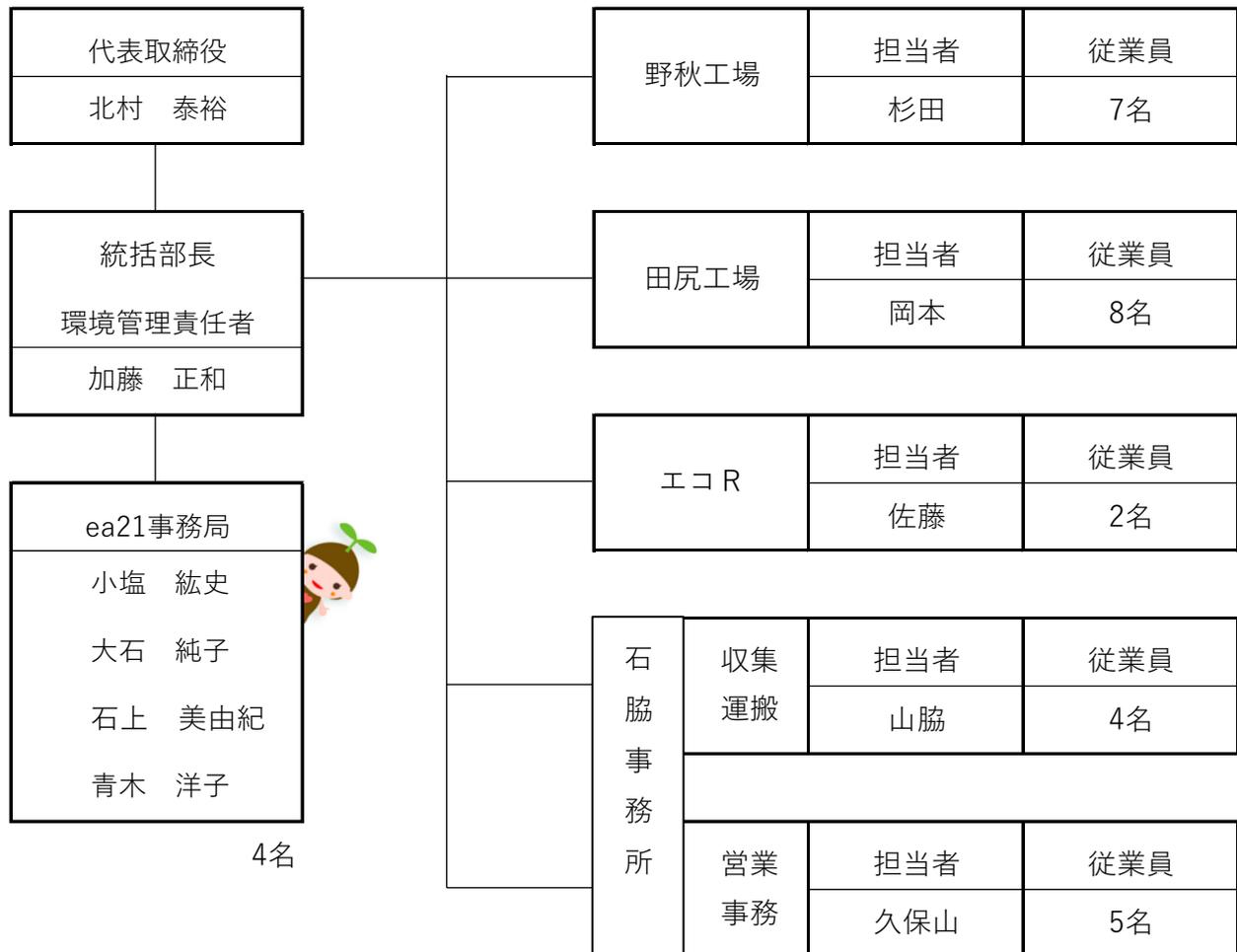
事業の規模

		単位	H27年度	H28年度	H29年度
処理量		m ³	64,952.6	75,766.6	70,441.7
総売上高		万円	38,583	41,485	50,895
従業員		人	33	33	32
床面積	野秋工場	m ²	12,753.00		
	田尻工場		1,077.36		
	石脇事務所		658.88		
	エコR		273.00		

エコアクション21認証・登録範囲

全組織・全事業活動

エコアクション21組織図



※ パートタイマーは作業時間8時間に対して常勤1名とする。

計 32名

代表取締役： 環境方針を定める

環境管理責任者を指名
資源（人材・資金・技術）の用意
システムの評価と見直し・指示

環境管理責任者： 環境システムの総責任者としての役割

環境システムの構築・運用・維持及び目標・活動計画の作成
環境システムの実施状況を代表者へ報告

EA21事務局： 環境管理責任者のサポート

部署ごとに環境方針を周知させる
各部署の活動実績結果を集計し、環境管理責任者へ報告

全従業員： 担当部署内へ環境方針を周知させる

方針・理念を理解し、目標を達成できるよう活動する
活動結果を集計し、EA21事務局へ報告

環境理念

私たち中部砕石株式会社は、地球環境の保全が全人類共通の重要課題であることを認識し、産業廃棄物の収集運搬・中間処分及び、砕石等のリサイクル製品製造販売といった事業活動のすべてにおいて、全社員が環境保全に配慮した行動を執り、環境への負荷の低減に努めると共に、地域社会の循環型環境づくりに貢献します。

環境方針

- ① 私たちは、廃棄物収集運搬・処分業者として、廃棄物の再生利用 再利用を高い水準で維持すると共に、排出事業者や搬入業者にも提案・指導を行っていきます。
- ② 私たちは、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減、リサイクル推進による二次廃棄物の削減、節水による排水量の削減により、環境維持に努めます。
- ③ 私たちは、敷地内外の緑化活動を通じて、積極的に環境維持に努めます。
- ④ 私たちは、私たちの事業活動に関連する環境関連法規・条例等を遵守します。
- ⑤ 私たちは、私たちの環境に対する活動内容を、社外にも求めに応じ開示します。

平成18年7月24日制定

平成30年9月5日継続確認

中部砕石株式会社

代表取締役 **北村 泰裕**

環境目標

項目		基準値	今年度目標値	今年度実績	次年度	中期	長期目標	
廃棄物	埋立量 (m)	2471.7	70441.7	総受入量	5%	7%	10%	
	① 達成 最終処分量	3.82%	3.63%	3.51%	3.46%	3.44%	3.41%	
総排出量 (kg/CO ²)		38800.5	期間内合計: 435020.2					
② 売上比 二酸化炭素関連	② 達成 二酸化炭素	1101.3	1088.4	1004.1	991.2	986.0	978.3	
	達成/削減割合		-7.7%		5%	7%	10%	
	部署別	野秋	767.2	750.1	② 達成 530.2	513.1	506.3	496.0
		田尻	55.3	54.2	未達成 69.2	68.1	67.6	66.9
		エコR	81.2	78.5	未達成 81.0	78.4	77.3	75.7
		石脇	184.0	179.8	未達成 313.1	308.9	307.2	304.7
	② 達成 燃料 (ℓ)	322.0	317.7	290.0	285.7	284.0	281.4	
	達成/削減割合		-8.7%		5%	7%	10%	
	部署別	野秋	240.4	235.0	② 達成 153.1	147.7	145.5	142.3
		田尻	11.5	11.3	未達成 16.7	16.5	16.4	16.2
		エコR	3.8	3.7	未達成 4.3	4.2	4.1	4.0
		石脇	57.9	56.3	未達成 104.8	103.2	102.5	101.6
	② 達成 電気 (kW)	550.0	543.0	522.2	515.2	512.4	508.2	
	達成/削減割合		-3.8%		5%	7%	10%	
	部署別	野秋	320.2	311.6	② 達成 294.8	286.2	282.7	277.5
		田尻	54.8	53.6	未達成 56.1	55.0	54.5	53.8
エコR		148.7	143.7	未達成 145.7	140.8	138.8	135.9	
石脇		26.3	25.60	② 達成 25.56	24.8	24.5	24.1	
使用量	② 未達成 水 (ℓ)	547.5	538.4	② 未達成 539.5	530.3	524.2	508.9	
	達成/削減割合		0.21%		3%	5%	10%	
	部署別	野秋	483.9	471.3	未達成 478.3	465.7	460.7	453.1
		田尻	4.5	4.4	② 達成 3.42	3.30	3.25	3.18
エコR		51.1	50.4	② 達成 50.0	49.3	49.1	48.7	
石脇		8.0	7.88	② 達成 7.75	7.64	7.60	7.53	

※ 基準値は、過去2年間の平均です。又、削減割合や目標値は過去の実績の偏差を基に算出しています。

【係数】：JXTGエネルギー 0.459

環境目標

③ 緑化活動の推進

- ・環境美化運動への積極参加
- ・工場周辺の清掃

実績

- ・緑化活動の一環として…年4回
 - ・工場周辺の清掃…年2回
 - ・植木の剪定、花壇作りなど
- 野秋工場の緑化運動として
植木の剪定花壇造りを行いました。



⑤ 情報公開（開示活動）



- ・ホームページをリニューアルし、最新の情報を更新できるように変更しました。



防災訓練風景
9月10日



年に3回、各工場へ安全パトロールをしています。



作業手順の電子化

4 環境関連法規の遵守状況と違反、訴訟等の有無

下記の通り、当該期間違反、訴訟はありませんでした。

期間：2017.10.1～2018.9.30

適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2018年 9月 30日 確認責任者：小堀 紘史
大気汚染防止法	・一般粉じん発生施設の届出（法18①②） 法：ベルト巾75センチ以上 破砕機出力 7.5KW以上（密閉式、湿式は除く）	・届出日：昭和63年2月9日 ベルト幅④90センチ⑤105センチ⑥120センチ 県条例では、7.5KW～75KW以下	○
水質汚濁防止法	・平均50㎡/日以上排水	・タイヤ洗場の汚濁水を処理する 沈殿槽 ・平均50㎡/日以下（4㎡/日）	-
浄化槽法	・定期水質検査（法11条） 年1回 ・保守点検（法10条）回数は令による 清掃（法10条）1回/年	・定期水質検査； ・11条検査；県生活科学検査センターに依頼 ・保守点検・清掃など；業者に委託 （小型合併）浄化槽 プラント： 10人槽 事務所： 5人槽	水質検査結果は問題なし 浄化槽保守点検 問題なし ○
騒音規制法	・特定施設の事前届出（法6、令1別表-1、規3、4） 特定施設：破砕機・摩砕機・ふるい、分級機 7.5KW以上 ・規制基準の順守（法5） ・数などの変更の事前届出（法8、規6）	・届出日：昭和63年2月9日 50デシベル以下	○
振動規制法	・特定施設の事前届出（法6、令1別表-1、規3、4） 特定施設：破砕機・摩砕機・ふるい、分級機、 7.5KW以上 ・規制基準の順守（法5） ・数などの変更の事前届出（法8、規6）	・届出日：昭和63年2月9日 60デシベル以下	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	一般粉じん発生施設：（条24、25、規10 別表-3） 破砕機 7.5～75KW 「騒音及び振動規制法で届ける必要のない小型のものには、県に届出必要なものがある。」	・届出日：昭和46年10月13日	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （廃棄物処理法）	*産廃収集運搬業者として ・排出事業者と収集・運搬及び処分の委託契約の締結（法12②、 令6の2、規8の2-4） 3者契約の実施 ・収集運搬業の許可申請（法14①②、令6の9、規9の2） 5年毎に更新申請が必要 ・産廃処理基準に従った収集運搬の実施（法14⑩、令6-1） ・マニフェスト伝票の記載・回付及び保管（法12の3②⑧、規8 の22、23、30） ・帳簿の整備と保管（5年間） *産廃処分業者として ・処分業の許可申請（法14⑥⑦、令6の11、規10の4） ・産廃処理基準に従った処分の実施（法14⑩、令6-2） ・マニフェスト伝票の記載・回付及び保管（法12の3①③⑨、規 8の24、25、30の2） 10日以内に回付、5年間の保管	・許可期限の確認 ・マニフェスト伝票の管理確認と保管確認 （5年） ・許可期限の確認 ・マニフェスト伝票の管理確認と保管確認 （5年）	・産廃廃棄物処分業許可証 有効期限 平成32年12月9日 ・産廃廃棄物収集運搬許可証及 び一般廃棄物許可証 各都道府県・市確認済み ・電子マニフェスト加入証 平成21年10月3日より ・その他保管確認済み ○
県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	・収集運搬及び処分の現地確認 排出事業者からの受託と排出先の現地確認（条10の1、2、規 4、5 条）-新規時及びその後1回/年以上 ・県外廃棄物の搬入の事前協議（条12、条6、7）搬入状況の報告 （条15 規8）-報告は3月31日までの1年分を6月30日ま でに ・産廃の処理状況の報告など（条17）-報告は3月31日までの1 年 分を6月30日までに	・見学確認に受託 処理業者の現地確認 ・報告書の提出 ・処理状況の報告書提出	排出先の見直し 処理状況の報告は平成23年度より 電子申請にする ○
静岡県産業廃棄物適正処理指導要領	産業廃棄物処理施設等の設置手続き（14条）	設備新設時に対応	○
建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律（建設リサイクル法）	受注者（元請業者）として対応； 対象建設工事の届出（法10、12①、②）、契約（法13① ②）、分別解体義務（法9）、再資源化義務（法16）、報告（法8 ①、法42②） 特定建設資材（廃棄物）（法2、令1、法16）； コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アス ファルト・コンクリート。 指定建設資材廃棄物（法16、令4）；木材廃棄物	対象建設工事（法9、10、令2）とは、 *建設物の解体工事 （床面積80㎡以上） *建築物新築・増築 （床面積500㎡以上） *建築物修繕等（請負 相当額1億円以上） *建築物以外の解体 新築工事（請負相当 額500万円以上） ・個々の事例で対応する	現在は該当する工事はない
家電リサイクル法		事務・休憩室等のエアコン・冷蔵庫 洗濯機	稼働中 廃棄時に委託処理 ○

遵守状況： ○ 適切 △ 一部是正 × 是正要 - 当期間該当なし 又は 必要に応じ内容を記載する

*関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

環境活動計画とその評価・次年度の活動計画



活動期間：2017/10/1～2018/9/30

環境方針	重点取組項目 取り組み方法		スケジュール												総合結果	次年度の 取組内容		
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
① 再生 利用 の 推 進	リサイクル割合の増加 担当者		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	方法	・リサイクルできるものの教育指導 ・新製品の開拓 ・選別の徹底 小塩 岡本 佐藤	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	
	方法	受入前選別の呼びかけ ・ポスターを掲示する ・随時呼びかけ 桑山 大石 黒山	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	
	方法	資源ごみの分別・リサイクル ・紙類・プラゴミは回収ボックスへ ・自動販売機前に回収ボックスを設置 小塩 岡本 佐藤	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	
	方法	リサイクル商品使用の推進 ・マイ箸運動の推進 小塩 岡本 佐藤	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	
② 二 酸 化 炭 素 の 削 減	燃料使用量の削減		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	方法	・アイドリングSTOP ・エコモードでの重機作用の推奨 ・作業方法の見直し 杉田 浅羽 山脇	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	
	方法	・待機電力のカット ・作業終了時に個別スイッチ、ブレーカーオフ 阿井 岡本 佐藤	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	
	方法	流しの水の節水 ・ポスターを掲示する ・散水量の適正化 杉田	評価	水漏れ有:修理済			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	
	方法	空調温度の適正化(冷房26℃ 暖房20℃) ・担当者を決める ・朝礼時に呼びかけ 青木 石上 大石	評価	担当者の決定			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	
③ 緑 化 運 動	緑化運動		○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	継続
	方法	・場内樹木の手入れ ・草刈り 小塩 石上 浮島	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている			○	継続	
方法	美化活動 ・地域清掃 ・側溝掃除 全社員	評価	美化運動 側溝掃除			美化運動			美化運動 側溝掃除			美化運動			◎	継続		
④ 法 規	安全教育実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	方法	・年一回の安全大会を行う ・毎月第1月曜日に安全衛生委員会開催 ・KYTの実施(毎月第4水曜日) 全社員 役員 各工場	評価	関連法規・条例の見直し 安全パトロール実施			達成できている			安全パトロール実施			7/28 安全大会 9/10 防災訓練 安全パトロール実施			◎	継続	
⑤ 情 報 の 開 示	情報の開示		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	方法	・ホームページ更新 ・ea21レポート作成 ・安全衛生ニュース ea21事務局員	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている			◎	継続	

- ・評価 非常によくできた=◎ 概ねできた=○ まずまず=△ あまりできなかった=×
- ・取り組み方法は、環境への取組の自己チェックを参考にする
- ・3ヶ月ごとに自己評価する

許可の概要

産業廃棄物処分業許可（中間分）

中部砕石株式会社

静岡県	第02221035680号	平成27年12月10日	平成32年12月9日
焼津 一般	第104-2号	平成30年11月9日	平成32年11月8日

株式会社エコR

静岡県	第02221159956号	平成28年5月31日	平成33年5月30日
-----	---------------	------------	------------

産業廃棄物収集運搬業許可

地名	許可番号	許可年月日	有効期限
静岡県	第02201035680号	平成27年12月10日	平成32年12月9日
神奈川県	第01400035680号	平成27年5月13日	平成32年5月12日
愛知県	第02300035680号	平成28年3月9日	平成33年2月26日
奈良県	第02900035680号	平成29年10月19日	平成34年10月18日
山梨県	第01900035680号	平成30年3月25日	平成35年3月24日
岐阜県	第02100035680号	平成27年11月26日	平成32年11月25日
名古屋市	第06400035680号	平成27年5月13日	平成32年5月12日
三重県	第02400035680号	平成27年12月2日	平成32年10月14日

一般廃棄物処理業許可

焼津市	第104-2号	平成30年11月9日	平成32年11月8日
-----	---------	------------	------------

一般廃棄物収集運搬業許可

焼津市	焼廃許可指令第51-2号	平成30年4月1日	平成32年3月31日
藤枝市	藤環指第29号	平成30年4月1日	平成32年3月31日

収集運搬車両

車両	車種
平ボディ	1.5t
ユニック	4t
〃	〃
フックロール	4t
〃	8t
〃	〃
〃	〃
〃	10t

計8台 営業車両5台

産業廃棄物収集運搬及び処分料金

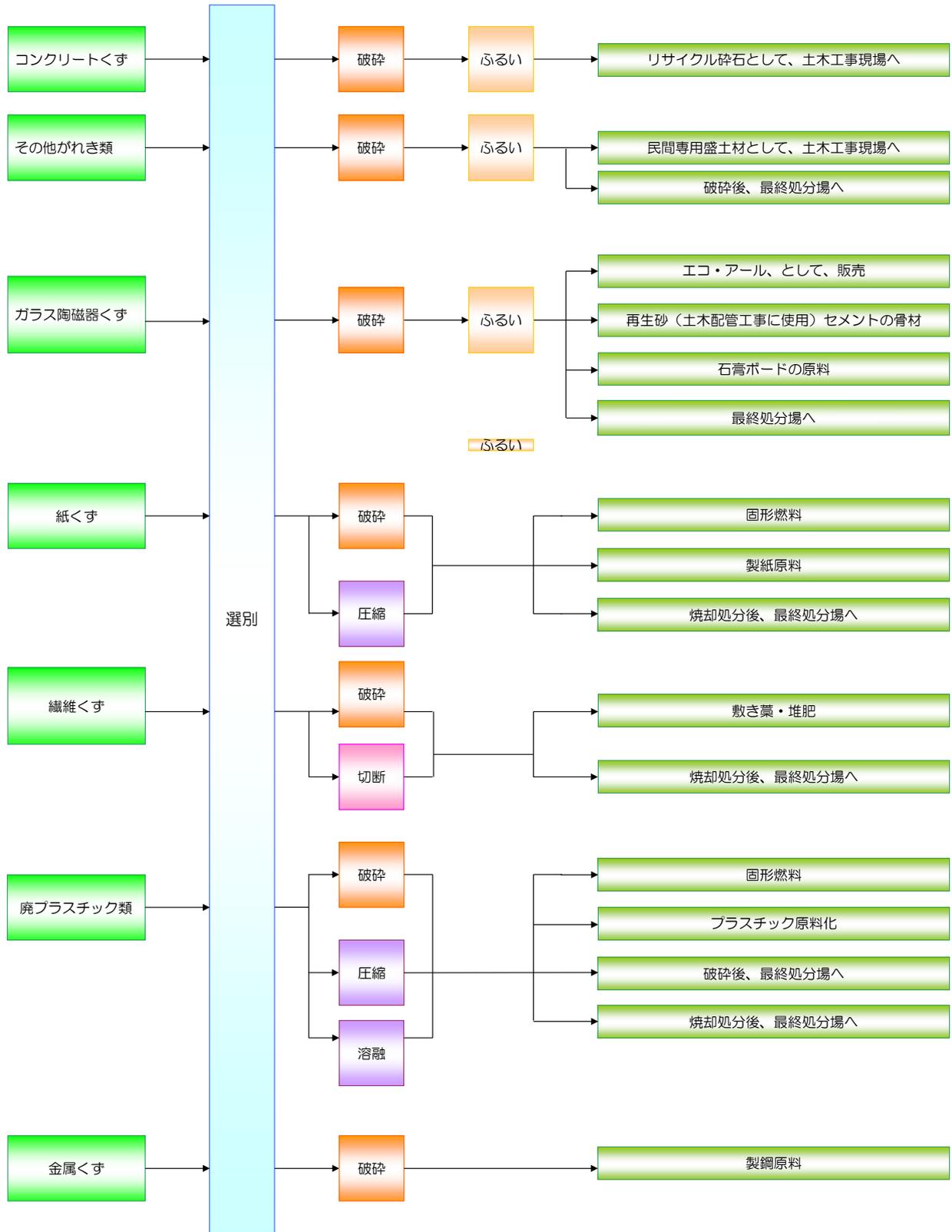
産業廃棄物の収集運搬料金及び処分料金につきましては、廃棄物の種類、量などにより計算いたします。お気軽にご連絡ください、無料にてお見積もり致します。

許可品目及び処理能力

コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず
がれき類、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず

処理施設	品目	処理能力 (t/8h)		
野秋工場				
処分方法	破 碎	コンクリートくず	1560.0 t / 8 h	
		S7型ジョークラッシャー (1次破碎)	ガラスくず及び陶磁器くず	1560.0 t / 8 h
			がれき類	1560.0 t / 8 h
			コンクリートくず	720.0 t / 8 h
		スーパーインペラー (2次破碎機)	ガラスくず及び陶磁器くず	720.0 t / 8 h
			がれき類	720.0 t / 8 h
			金属くず	4.0 t / 8 h
		フジコンU	ガラスくず及び陶磁器くず	12.0 t / 8 h
			がれき類	200.0 t / 8 h
	廃プラスチック類		3.66 t / 8 h	
	ザ・ニジク	金属くず	7.17 t / 8 h	
		紙くず	3.14 t / 8 h	
		木くず	4.71 t / 8 h	
		繊維くず	1.79 t / 8 h	
		切断	バラスター	繊維くず
溶解	コンポスト	廃プラスチック類	0.18 t / 8 h	
田尻工場				
圧 縮	圧縮梱包機	廃プラスチック類	40.0 t / 8 h	
		紙くず	40.0 t / 8 h	
破 碎	二軸破碎機	廃プラスチック類	3.19 t / 8 h	
		金属くず	4.29 t / 8 h	
		ガラスくず及び陶磁器くず	8.91 t / 8 h	
		木くず	3.11 t / 8 h	
		繊維くず	2.88 t / 8 h	
(株)エコR				
破 碎	スーパークラッシャー	ガラスくず及び陶磁器くず	3.63 t / 8 h	
	ハンマークラッシャー	ガラスくず及び陶磁器くず	115.6 t / 8 h	

産業廃棄物処理フロー



受託した産業廃棄物の処理量

平成29年度（平成29年 10月 ～ 平成30年 9月）

処理方法等		廃棄物等種類	処分方法等	処理量(t)	
(i) 収集運搬		ガレキ類	/	3,512.6	
		ガラス陶磁器くず		611.4	
		廃プラスチック類		1,391.6	
		金属くず		651.1	
		紙くず		1,039.4	
		木くず		1,201.1	
		繊維くず		48.0	
		廃石膏ボード		501.0	
収集運搬量合計				8,956.3	
(ii) 中間処理		ガレキ類	破砕	58,207.2	
		ガラス陶磁器くず	破砕	5,499.1	
		廃プラスチック類	破砕・溶融・圧縮	4,902.1	
		金属くず	破砕	729.5	
		紙くず	破砕・圧縮	2,246.2	
		木くず	破砕	2,519.1	
		繊維くず	破砕・切断	616.2	
		廃石膏ボード	破砕	1,047.2	
	うち 再資源化等		ガレキ類	破砕・選別後 路盤材化	58,207.2
			ガラス陶磁器くず	破砕・選別後 路盤材化	5,499.1
			廃プラスチック類	破砕・溶融	365.9
再資源化等量小計			64,072.2		
中間処理合計				75,766.6	
(iii) 最終処分					
最終処分量合計				0.0	
(iv) 中間処理後の 産業廃棄物	最終処分	廃プラスチック類	安定型最終処分場(委託)	238.9	
		可燃物	焼却(委託)後、管理型最終処分	1.5	
		廃石膏ボード	管理型最終処分場(委託)	941.0	
		ガレキ類	安定型最終処分場(委託)	200.0	
	再資源化等	木くず		2,519.1	
		廃プラスチック類		4,297.3	
		紙くず		2,246.2	
		金属くず		729.5	
再資源化等量小計			9,792.1		
中間処理後処分量合計				11,173.5	

緊急事態の対応策

災害	具体的に想定される被害	対応策
地震	破砕プラントが山肌に近く、山崩れが発生する危険性。	プラントの構造上、一番避難しやすい場所、また、万が一ガレキの下敷きになっても空隙がしやすい場所を緊急避難場所として指定し、そこに避難する。崩れそうな箇所を事前に検討し、防止策をする。
	ガレキの上で重機で作業中、足場が不安定なため、重機ごと転倒する危険性。	シートベルトの着用はもちろんのこと、重機内でもヘルメットを着用する。
	地盤面に亀裂が発生し有毒物が流出する危険性。	当社では有害物質は取り扱っていないので、その恐れは無い。
	プラントで使用している工業用水が流出する危険性。	当社では工業用水は電柱を伝って頭上を通過しており、材質もポリ管を使用しているため、配水管に亀裂が入る可能性は低い。
火災	廃プラ類置き場に配電盤があり、扱う廃棄物には燃えやすいものが多いため、漏電による火災が発生する危険性。	すばやく消火活動ができるよう、消火器を設置し、異臭などが感じられた時点で迅速に消火活動を行う。
	木くずの置き場では、乾燥した木くずが熱を持ち、火災が発生する危険性。	すばやく消火活動ができるよう、消火器を設置し、異臭などが感じられた時点で迅速に消火活動を行う。
	休憩所において、タバコの吸殻の不始末による火災が発生する危険性。	休憩室内は原則禁煙とし、喫煙は所定の喫煙所のみとする。吸殻は必ず処分し、吸殻を灰皿に残したままにしない。
	現場事務所、休憩室において、冬季にはストーブを使用するため、火災が発生する危険性。	長時間の退室、退社時には暖房器具の電源を切るだけでなく、コンセントから電源コードを抜く。
粉塵	強風により、ピット内の廃棄物や、工場内の地面から粉塵が飛散し、工場外の道路、水路等に堆積する危険性。	ピット各部に取り付けてあるスプリンクラー等で頻繁に散水し、粉塵を事前に防止する。
		道路上に堆積した粉塵については、午前と午後1回ずつ、清掃車（スイーパー）によって清掃し、それ以外にも粉塵が発生し次第、適宜清掃する。
		水路内の堆積物は年2回の水路清掃活動により除去し、それ以外にも堆積来次第、随時清掃する。
		破砕プラントより通常発生する以上の騒音や振動が発生した場合には、即時に運転を止め、点検・修理によりその原因を究明するとともに、是正する。その間、プラントの運転はしない。
騒音	破砕プラントや工場内の重機等の車輛から、稼動に伴う騒音・振動が発生する危険性。	重機その他車輛は、工場内の走行速度15 k m/hを厳守し、騒音・振動を発生させないよう努める。
振動		重機の稼動により通常発生する以上の騒音や振動が発生した場合には、即時に稼動を止め、原因を究明する。原因が作業工程にあった場合には即時にその工程を見直し、別の方法で作業に当たる。原因が重機本体の異常にあった場合には即時にその重機の運転を止め、点検・修理によりその原因を是正する。その間、重機の稼動はしない。

粉塵・騒音・振動対策として、二次破砕はコンベヤ全般・破砕機モーター修繕

年4回の環境美化活動として、工場周辺の清掃活動実施

年2回の近隣側溝掃除実施

発行者 : 中部砕石株式会社
〒425-0017 静岡県焼津市野秋376-1
TEL 054-628-0557
FAX 054-628-0560

代表取締役 **北村 泰裕**
環境管理責任者 **加藤 正和**

エコアクション21事務局 担当 小塩 紘史
青木 洋子
大石 純子
石上 美由紀



E-MAIL: oshio@chubu-saiseki.co.jp

<http://chubusaiseki.com/>

平成30年11月15日 第13版発行

平成31年1月15日 一部改正